

第1回 八王子市特別職報酬等審議会

平成27年2月5日(木) 午後1時

805会議室

出席者 石井昭久委員、岡本孝之委員、秋間利久委員、伊羅胡和哉委員、
田中康之委員、原 幸子委員、川原恵里委員、桐越麻美委員、千葉 茂委員
八王子市長、職員課長、職員課主査、職員課主事

会議内容

1 開 会

2 委嘱状交付

3 市長挨拶

(市長退席)

4 諮 問

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、一般職から特別職に身分が変更される時点における教育長の給料の額について
- (2) 議会の議員の議員報酬並びに市長、副市長、常勤の監査委員及び教育長の給料の額について

5 議 事

- (1) 会長・会長職務代理互選 会長は千葉委員に選任
- (2) 会長職務代理指名 会長職務代理は原委員に選任
- (3) 会長・会長職務代理挨拶
- (4) 議事の進め方と今後の日程
- (5) 質疑及び意見

〔事務局〕 諮問事項について説明

【会長】 ただいまの説明に対してご質問はありますか。

【委員】 教育長の役割が見直されるということで、今までの教育委員長の職はなくなるということですか。

【事務局】 教育委員長が廃止となり、教育長がその役割を担うこととなります。説明資料につきましては、二回目の審議会で配付します。

【委員】 監査委員は一人ですか。

【事務局】常勤監査委員は一人です。

【会長】本日は、一つ目の諮問事項の教育長の給料の額について、答申を出すということ
でよろしいですか。

【事務局】そのとおりです。

【会長】現時点においては、教育長の給料の額は、本審議会の審議対象ではないというこ
とになると思いますがよろしいですか。

【事務局】そのとおりです。

【会長】市長が条例を提出するにあたり、一般職から特別職に身分が変更する場合の給料
の額について、何らかの答申が必要であるということであれば、現実的に考えて、一般職
から特別職に身分が変更する時点においては、給料の額を変更する必要はないというこ
とでよいのではないですか。事務局で今のような趣旨で文書にまとめていただき、審議をし
たいと思います。

【事務局】文書化しましたので、文章を読み上げます。

「教育長の給料の額は、現時点では本審議会の審議対象ではないため、本審議会において
答申すべきものではないが、あえて意見を述べるとすれば、一般職から特別職に身分が変
更になる時点においては、給料の額を変更する必要はないものとする。」

【会長】答申案について、御異議はございませんか。

【委員】一般職と特別職の給料の額の違いはどれくらいありますか。

【事務局】特別職と一般職とは身分上の違いであって、その違いをもって給料の額に差が
生じるということはありません。

【委員】教育長を特別職としている団体の方が多いですか。

【事務局】法律で決まっているので、全国的に一般職となっています。法律が変わり身分
の変更があったものです。

【委員】特別職になることにより、職務内容はどのように変わるのですか。

【事務局】身分上の取り扱いが変わることによる職務内容の変更はありません。

【委員】責任などに違いはありますか。

【事務局】新たな教育委員会制度では、役割分担も見直されますので、次回説明資料をお
配りします。また、4月以降に、市長、副市長の仕事内容を含めて報酬を考えていただき
ますので、教育長についても、新教育長になることも含め、額の検討をしていただければ
と思います。現在は一般職なので、額の検討をしても、この審議会で諮ることはできませ
ん。

【会長】現時点では、審議の対象ではないということですね。

【事務局】そのとおりです。

【会長】その他にありますか。

教育長の給料の額は、現時点では審議の対象ではないが、一般職から特別職に身分がかわ
る時点では給料の額を変更する必要はないということよろしいですか。

(異議なし)

【会長】これで決定いたします。答申につきましては、事務局で体裁を整えてください。

【事務局】事務局で答申書の形にいたしまして、市長に提出させていただきます。

【会長】今回の審議会はこれで終了します。お忙しいところありがとうございました。

次回 平成 27 年 4 月 15 日 (水) 午後 2 時～